

平成25年度第2回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

1 日 時 平成25年9月2日（月）10時から11時30分

2 場 所 市役所 2階 21会議室

3 出席者 16名

岡崎 溥委員、大石 豪委員、長野 美和子委員、久石 保委員、
沖 則文委員、石山 滋子委員、坂上 禧規委員、越智 千鶴子委員、
白石 真奈美委員、檜垣 マサ子委員、渡邊 美保子委員、
阿部 由美子委員、山田 ミワ子委員、可児 正紀委員、横井 良枝委員
関 福生委員

事務局 人権擁護課課長 武方 弘行、副課長 曾我部 裕彦

欠席者 4名

越智 千鶴子委員、高橋 利夫委員、山田 初代委員、羽田 雅晴委員

4 傍聴人 なし

5 協議題

- (1) 会長の選出
- (2) 新居浜市人権施策基本方針の見直しについて
- (3) その他

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、平成25年度「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

開会にあたりまして、市民部長の関がごあいさつを申し上げます。

市民部長 関

本日は、委員の皆様には公私にわたって大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

また、日頃から市政及び本市の人権施策にご理解・ご協力をいただいておりますことにつきましてお礼を申し上げます。

本日は、平成25年度2回目となります「新居浜市人権尊重のまちづくり審議委員会」でございます。

前回の審議会におきましては、基本方針の見直しに向け関係各課から現状や課題そして方向性についてご意見をいただき、それを課題ごとに説明させていただきましたが、今回は、それを基に、見直したい箇所や追加項目等を各課題ごとに、新旧の対照表にしてご提案させていただきます。委員の皆様方からの貴重なご意見をいただきたいと存じます。

今後とも皆様とともに、『あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市』の実現をめざし、人権尊重のまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

事務局

会を始める前に、新しい委員をご紹介します。

前回の会で佐々木会長が、「新居浜市老人クラブ連合会長」と当審議会を退任されたことに伴い、その後任として現老人クラブ連合会会長の沖則文氏が当委員に委嘱されましたので、ご紹介いたします。

それでは、佐々木秋由会長が退任されたことにつきまして、当審議会規則第4条第4項で、「副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理すること」とされているため、会長が選出されるまでの間、副会長に進行をお願いしたいと思います。

副会長

ご指名がありましたので、副会長の私、石山が進行を務めさせていただきます。

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

議題（1）会長の選出ですが、どのようにいたしましょうか。

「事務局一任」

事務局一任との声がございますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

事務局

それでは、事務局から当審議会の会長といたしまして、西条人権擁護委員協議会の坂上様にお願いしたいと思います。

「異議なし」

副会長

異議なしということで、会長は坂上委員さんに決定いたしました。

それでは、これからの進行は坂上会長にお願いしたいと思います。

会長

微力ですが、頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行を行いたいと思います。お手元の資料を基に事務局から基本方針についての説明をお願いできればと思います。

事務局

審議に入る前に、前回の質問についてお答えしておきます。

「市役所には手話ができる者が居るか」とのご質問でしたが、福祉課の方に非常勤で1名配属されております。また、市役所にも以前には手話サークルがあった関係で、他にも数名の者が出来るようです。

それでは、課題別に進めさせていただきます。

委員

審議が終わった後、この基本方針の冊子は市民に配られるのか、どこかで閲覧できるのか教えてください。

事務局

市民には配ることはありませんが、この審議のあと、パブリックコメントでもご意見をいただきました後、冊子となります。その際にホームページに公開しますので閲覧することができます。

(1)の同和問題ですが前回でご説明いたしましたとおり、関係各課からいただいた意見や県の基本方針の改訂資料でも差別落書きや差別発言などが問題視されていることや、当市におきましても依然として差別事象が発生していることから、追加させていただきました。また、前回作成したこの基本方針のなかで、つなぎ言葉などの間違っただ部分も併せて訂正させていただきました。

会長

この同和問題について、差別落書きなどを追加したいとのことですが、いかがでしょうか。

委員

同和問題は、既に過去のことで、一部の結婚差別などは残されていますが、同和対策事業などで殆ど克服されていると思います。これを同和問題と捉えるのではなく人権問題として取り扱ってはどうか。今の社会では克服され消化されているのにまたほじくるようで、多数の方はもう問題にしていなと思うし、歴史の負の遺産を引きずっている感がして逆効果だし、過去に引き戻すと思いますが。

会長

内容的に差別落書きや差別発言は現在でも実態として残っていると書かれていますが、この

件はいかがでしょうか。

委員

一般的な人権問題として扱ったらいかがかと思いますが、同和問題と扱うと逆効果だと思いますが。

会長

ここにある13項目すべて人権問題ですが。

委員

差別は許せないと思っていますが、いじめにしても差別だと思いますし、他にも色々あると思いますが、「同和問題がこうだよ」と言うのではなく全体の問題として考えていくべきだと思います。

委員

広い意味で人権問題のなかで、私はその一部が同和問題だと考えておりますが、落書きなどの事実があるのは、まだ、同和問題が根強く残っている一部だと思うし、ここで同和問題を除いたからといってこの問題は無くならないと思います。

委員

今の小中学校で同和教育は行われているのか教えてほしい。

委員

今でも小中高と、きちんと同和問題を学習しています。

同和問題は日本固有の差別問題であり日本で解決しなければなりません。法律は切れましたが、人間の心はたやすくは変わらないので、昨年も市内の高校で差別落書きがありました。事実をお話して皆さんの心を変えていかなければならない問題だと啓発を何度もいたしました。結婚問題も色々起こっており、差別はいまだに生きています。

同和問題をはじめとする様々な人権問題に取り組んでいますが、その同和問題を一番に取り上げているのは、それだけ人の心は変わりにくいということです。

法律が変わろうが、同和問題が一番解決のむつかしい問題なのです。

会長

日本固有の差別として、未だに差別実態が残っているのが同和問題で、全体が人権問題ですが、重要な項目として残す意見が多いのですが、いかがでしょうか。

委員

多数であれば、結構でございます。

事務局

同和対策については地域改善対策特定事業のなかで平成14年3月に事業が終了し、以降は、一般施策の中で対応しようということになりました。人権教育や啓発については、まだまだ差別の実態があるため、国の人権教育・啓発に関する基本計画のなかでも人権課題のひとつとして同和問題が挙げられています。

会長

国の重要項目としても残っていることから、このまま進めたらと思います。
他にございませんか、なければ次をお願いします。

事務局

(2) の子どもについて進めさせていただきます。

関係課より、「平成22年度に策定された『次世代育成支援行動計画（後期計画）』を適宜見直しながら、子育て家庭への支援サービスや保育サービスの充実を図る等、多面的な支援を進めます。」と提案がありましたので盛り込みました。あと「こども110番」や「いじめ相談等メール」が「子どもの人権110番」や「いじめ相談ダイヤル24」に変わっておりますので変更させていただきました。

会長

子どもの人権問題につて、赤字で変わった部分をいれておりますがいかがでしょうか。

委員

「新居浜すこやかプラン」や「すこやか親子・にいほま21」はどこにいったら見えますか。

事務局

児童福祉課で取り扱っています。また、ホームページで確認できると思います。

会長

他にございませんか、なければ次をお願いします。

事務局

(3) の高齢者について

関係課の意見や県の改訂資料に、今後の方向性で成年後見制度について示していることから、

当基本方針にも加えたいと思います。

また、平成24年には「高齢者福祉計画2012」を策定し、介護事業の施策を推進することから、これを加えたいと思います。

それと、高齢化率についても最新の数字といたしました。

委員

要介護は切り捨てる方向にあると聞きました。今後、介護には一層深刻さが増すと思われるのですが、現在の状況はどのようなのですか。

事務局

平成12年に制度が出来た介護保険制度ですが、3年に一度見直しを行って制度の充実を図ってきました。高齢者がこれだけ増えていくなかで、介護保険制度だけで賄いきれない問題があり、今回、2012年の高齢者福祉計画のなかで介護予防の推進、生活支援、高齢者の住まい整備等に関して、市だけでなく地域のみんなで見守っていきます。それが地域包括ケアシステムの構築になっています。

委員

政府は要介護1～2を切り捨てようとしているが。

事務局

要介護4や5であっても施設に入れない場合もあり、要介護1～2の方については地域で見守っていこうとする地域包括支援システムを作っていこうとする考えだと思います。

委員

地域で見守りをを行っている所はありますか。

事務局

担当課でないので詳しくはわかりません。

委員

私の地域では75歳以上の独居老人のお宅を週に1回必ず訪問し、顔を見て帰る社協の見守り推進員が居ますが。

委員

社会福祉協議会の者です。新居浜市の施策の、介護福祉課で行っている見守り推進事業ですが、社会福祉協議会が受託しまして、各小学校区の社協支部に見守り推進員を選任していただ

き、各校区の独居老人対象者を一定期間見守りまして報告をあげています。

委員

65歳以上の独居高齢者を民生委員がピックアップしまして、その内の70歳以上で周辺に親族などの居ない方を民生委員が現地で調査して、見守り推進委員にそのリストを渡します。

委員

私も主人を亡くし75歳を越えましたが、表を通過して、電気が点いていたら大丈夫だろうとチャイムも鳴らさないし、中にも入らない実態があります。今の方とは違いますが、電気が点いていても家の中で倒れていたら、わからないじゃないですか。

事務局

対象者の中には訪問を嫌がる方が居られまして、話の好きな方ならいいんですが、新聞が取り込まれているか、電気が点いているか等で確認する方法をとっている場合があります。

委員

実情はその通りで、来すぎると言われたりしますので、電気や新聞で確認しています。

また、見守りが必要な方のお宅へは頻繁に行ったりしますが、そうでない方のお宅へは少し間隔をおいて行っております。高齢になると色々大変なんです。

会長

制度が充実しても運用するのは人間ですから。訪問に関しては人間性があり難しいと思います。

委員

新居浜市では75歳以上の独居老人は何人いますか。

事務局

今、資料がないので次回までに調べておきます。

委員

最終的には地位とかじゃなく人間性だと思いますので、そんな人（見守り推進委員）を選んでほしいと思います。

委員

推進委員さんは校区で十分な人数が確保されているのですか、私の地区では70過ぎて足が

悪い方がおられて大変みたいです。

委員

一人で何名という決まりはありますが、一人一人状況が違いますので、数で割り切れない部分もありますし、推進員自体が高齢で、70歳が80歳を観ているというのが実情です。しかも、ほぼボランティアでやっていただいています。

本来は、このような制度がなくても、昔のようにご近所での見守りがあるのが理想ですが。

委員

一人で3自治会くらいを見守る場合があつたりします。親族等の氏名や連絡先を調べて何かあれば連絡を取るようになっていますが、自分の自治会ならある程度の情報が入ってきますが、地区外となると大変だと思います。各自治会で、見守り推進委員を一人出していただけならいいのではないかと思います。

委員

見回り推進員のなりてがなくて、どこの校区も苦慮しています。民生委員も見守り推進委員も定数が決まっており、私の地区では一人で20件くらい抱えたケースがあります。

会長

他にございませんか、なければ次をお願いします。

事務局

(4) の障がい者については、5年間で色々と法律や計画が変わったみたいで、担当する課から意見が出てきましたので、載せたいと思います。

長い文書なので、担当課と協議してもう少し縮められたらなと思っております。

委員

「障がい」の表記が違っておりますが、新居浜市役所で統一された表記なのですか。

事務局

そうです、新居浜市では本人を示すものはひらがな、法律などは従来通り「害」と統一した表記としております。

委員

私も障がい者ですが、文書的にも内容的にも同じなので本人の自由だと思いますが。

事務局

一部の方には、この「害」に拘るかたが居まして、戦前で使用されていた「礙(がい)」は、戦後、当用漢字から無くなりまして、その時に害する「害」を当てはめたようです。

この「害」のイメージが悪いので、考え方が色々あると思いますし、ひらがなにすれば良いということではありませんが、新居浜市の方では障害の害をひらがな表記にしようと統一しております。

委員

子ども達も障害の「害」をひらがなで教わっております。

委員

私たちに送られてくる文書は両方ありますが、障がい者には関係ないと思いますが。

事務局

国から送られてくる文章は漢字を使用しておりますが、新居浜市ではひらがな表記が出来るものは、障がい者に配慮した取扱いで極力ひらがなで表記するようにしております。

会長

人を表す表記はひらがなで、法律や制度については漢字の「害」を使っており、国や県とは多少違っているということですが、よろしいでしょうか。

委員

市の施設の名前は変わっていますか。

事務局

庄内の「心身障害者福祉センター」が「障がい者福祉センター」に変わりました。全部になりますと把握しておりません。

委員

「第2期新居浜市障害者福祉計画」等はひらがなに表記すべきと思いますが。

事務局

平成21年の基本計画策定時には漢字の「害」だったので、そのまま記載しております。その下の「第3期新居浜市障がい者基本計画」はひらがなになっております。

委員

古くから決まっているからといって当時のまま用いていたら紛らわしいと感じますので、いっそのこと全部変えてはどうでしょうか。

事務局

新居浜市の方で「害」の使い方に基準がありますので、また確認しておきます。

会長

他にございませんか、なければ次をお願いします。

事務局

(5) の女性について、担当課の男女共同参画課よりご意見をいただいたなかで、法律等は変わっていませんが、この基本計画の冊子が出来た後に策定された「第二次男女共同参画計画」を追加しました。また、DV被害者支援に対するDVに関するワンストップサービスの「配偶者暴力相談支援センター」が平成25年度に設置されることについても追加いたしました。

委員

新居浜市の男女の職員比、管理職での男女比について教えてください。

事務局

手元に資料がございませんので、次回の会までに調べておきます。

委員

女性連合の者ですが、ワンストップサービスはありますが、今後、シェルターの様な物を設置する予定はないのですか。

委員

この8月から「配偶者暴力相談支援センター」を立ちあげ、県と連携して進めて行きますが、今も一時的なものに関しては、無くもないですが、充実したものではないので、県との絡みもありホテルへの避難とか一部の施設利用等の検討を進めております。

会長

他にございませんか、なければ次をお願いします。

事務局

(6) の外国人ですが、新居浜市では近年減少傾向にあります。また、この基本計画策定

後に5カ年計画の「新居浜市国際化基本計画」が策定されましたので、加えさせていただきます。

他、基本計画策定以降の5年間で登録者数等が変わっておりますので、最新の数字に変更させていただきます。

委員

徳州市のことが書かれておりますが、徳州市だけが友好関係にあるのか、また、尖閣諸島の問題で中国と緊張関係にあるのですが、現在も徳州市と交流が続いているのか、教えてほしい。

委員

友好関係にあるのは徳州市のみです。また、中国との関係については、デリケートな問題がありますが、民間レベルでの交流ですので、新居浜市が一方的にという考えはございません。

本年度は徳州市が来る番でございますので、受け入れについて検討しているところです。

会長

他にございませんか、なければ次をお願いします

事務局

(7) のH I V感染者、ハンセン病患者について、ハンセン病患者はほとんどの場合、既に治癒しており、患者ではなく回復者と明記したいと思えます。

また、この基本方針策定後に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」も加えさせていただきました。

会長

この件について何かご意見ございませんか、ないようなので次をお願いします。

事務局

(8) の犯罪被害者でございますが、関係課からいただいた意見では、平成25年度から県下11市が「『被害者こころの支援センターえひめ』」に対し負担金を支出し、センターの犯罪被害者支援活動に対する支援を行う」とありましたので加えさせていただきました。

会長

この件について何かご意見ございませんか、ないようなので次をお願いします。

事務局

(9) の刑を終えて出所した人については、5年経過後においても出所した者に対して社

会情勢や法律等に変容がないため、この項目は現状のままで掲載したいと思います。

会長

この件について何かご意見ございませんか、ないようなので次をお願いします。

事務局

(10)のアイヌ民族の人々についても、先程と同じで5年経過後においても社会や法律などに変容がないため、この項目についても現状のままで掲載したいと思います。

会長

この件について何かご意見ございませんか、ないようなので次をお願いします。

事務局

(11)のインターネット等による人権侵害被害者で、近年の情報化社会は急速に発展しておりますので、関係課や県の改訂資料に基づき少し変更させていただきました。

有害情報や個人情報の掲載、子どもへの急速な普及などにより、電子メールや学校裏サイトなど電子掲示板によるいじめが問題となっていることから変更させていただきました。

また、現行では法律名などを記載してなかったもので、今回載せることとしました。

委員

現在は、コンピューターに入り込んで来て、人権という観点で個人情報の漏えいなどが問題となっていますが、新居浜市では問題はないのか。

事務局

新居浜市もいろいろな対策を行っておりますが、いたちごっこな面もございます。対策を上回る方法で侵入して来ますので、随時対応しており、個人情報を扱うデータなどはネットと切り離して使用するなどの対応をしています。

役所の中へ侵入するよりも、職員が個人的にデータを持ち帰って家で仕事をするケースがあったのですが、現在は持ち出しが出来ないようになっております。

委員

最近、ラインとかフェイスブックとかSNSとかは電子掲示板に含まれるのでしょうか、

事務局

ラインとかSNSは私自身が実際使用したことがないので、よくわからないのから電子掲示板という形で表現させていただきました。

委員

SNSの方がいいと思います。

事務局

そう検討させていただきます。

委員

この件については、施策の基本方向などはないのでしょうか。

事務局

この問題については、細かく基本方向まで出しておりません。

会長

この件について何かご意見ございませんか、では1 2番をお願いします。

事務局

(1 2)の北朝鮮による日本人拉致については、5年経過しても法律や施策など変わらないのですが、「国家に関係なく」の部分「国の積極的な対応なくしては」に表現を変えました。

また、基本方針が出来たころは「30年近く」と表現されていましたが、5年が経過したので、「40年近く」に変更いたしました。

会長

先だって、拉致された人の死体が日本で出てきたニュースが流れましたが、この件についてのご意見はありませんか。

ないようなので、次をお願いします。

事務局

(1 3)のその他についても、障がいの「害」がありましたので、変更いたしました。

また、東日本大震災による福島原発事故の影響で、風評被害による差別が全国的に生まれてきております。他市の改訂による方針のなかでも、基本方針等に取り入れられておりますので新居浜市でも加えたいと考えております。

委員

「この人、放射能を浴びている」とか、結婚するときなどの差別ですか。

委員

子ども達のなかで、被災地から転校したら「放射能がうつる」とか言われたりして、いじめの要因になっています。

また、部活動の県大会などの試合でも、「お前たちは帰れ、」などと言われるなど、子ども達もろに影響を受けているし、一般の方でも病院へ行ったら注射してもらえなかったなど、人権侵害が生まれています。

会長

他にありませんか、この件はよろしいでしょうか。

事務局

長々のご審議いただきありがとうございました。

次回ですが10月の初旬頃に予定しておりますので、ご案内させていただきます。

今回は、訂正箇所を直すのと、基本方針の各項目の前段部分も一部訂正の箇所がありますので、ご審議いただいたらと思います。

会長

全体を通して何かありましたら言ってください。

委員

全般を通じて、素人では全部を読めば経過とかが分かりますが、全部を読むのは、なかなか大変だったりします。基本方針でありながら分かりにくいので、基本的な部分を抜粋して、さっと見たら分かるものがあれば良いと思います。

事務局

それについては、概要版があります。

会長

他にありませんか、ないようでしたら、これで第2回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を終わらせていただきます。